

県立中央病院消防用設備保守点検業務仕様書

岩手県立中央病院（以下「病院」という。）の消防用設備保守点検業務は、消防法施行令及び同施行規則等の関係法令の定めのほか、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

- 1 この契約の対象となる設備の数量、内訳等は別表「消防用設備機器表」のとおりとし、その所在地は次による。

岩手県立中央病院（旧車庫棟、第一駐車場、発電機棟）	盛岡市上田一丁目4番1号
〃 医師宿舎	盛岡市上田一丁目1番20号
〃 合同公舎（上田寮・保育所）	盛岡市上田一丁目2番16号

- 2 受託者は、当該設備の機能保持のため、消防設備士:甲種1類、甲種3類、甲種4類、乙種7類免許有資格者を派遣して、関係法令及び本仕様書に基づき保守点検業務を実施するものとする。
- 3 保守点検は、外観・機能点検を令和5年8月から9月までの間に1回、総合点検を令和6年1月から2月までの間に1回の合計2回とし、実施日時は病院と協議のうえ決定する。
- 4 点検方法及び点検票は、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和50年10月16日消防庁告示 第14号）によるものとし、受託者は必要事項を記載し、押印のうえ点検の結果及び措置内容について病院の防火管理者に報告するものとする。
- 5 設備の保守は病院の保守担当係員（以下「係員」という。）立会いのもとに完全に実施し、業務終了後速やかに調整の可否、点検後の所見、点検者の所属、氏名等必要事項を記入した報告書を提出し、係員の確認を得なければならない。
- 6 受託者は、点検又は試験の結果、故障その他の異常を発見したときは、速やかに係員に報告し、その指示を受けるものとする。
- 7 上記の指示により作業等を病院から指示された場合は、病院業務に支障を及ぼすことのないよう、速やかに実施するものとする。
- 8 本契約とは別に受託者が費用を伴う作業等を要する場合の処理については、契約当事者が協議して定めるものとする。
- 9 委託者は、この設備が常に正常な状態を維持できるよう管理に努めるとともに、万一、火災その他によって作動したとき、または事故を発見したとき、あるいはこの設備に影響を及ぼすおそれのある改修工事を行うときは、受託者に通報（通知）するものとし、受託者は委託者の指示を受けるものとする。

- 10 次に掲げる費用は受託者の負担とする。
 - (1) 設備の破損及び汚損、老朽化による機器の取り替えの必要が生じ、受託者が認めた場合の費用
 - (2) 保守点検業務に必要な工具、測定器、軽微な消耗品等の費用
 - (3) あきらかに受託者の責任に起因する故障、破損等のため機器の取り替え等を行う場合の費用

- 11 点検した結果、上記10に掲げる以外の部品の交換補修等の必要がある場合は、委託者の承認を得て適正な処置をしなければならない。

- 12 保守業務が完了したときは、様式第1号「保守業務完了報告書」を当院に提出するものとする。